

## 松山市駅前商店街まちづくり事業 業務委託 募集要領

### 1. 件名

松山市駅前商店街まちづくり事業業務委託

### 2. 概要及び目的

伊予鉄道松山市駅の北口に位置する松山市駅前商店街は、中心市街地の拠点として古くから人々に親しまれているが、時代の経過とともにアーケードや建物の老朽化などの問題が顕在化している。そのため、これまで松山市駅前商店街会では、まちづくり勉強会の開催や来街者アンケート、現状分析などを行ってきたところである。本業務はこれまでの検討を踏まえ、松山市駅前商店街の更なる活性化を図るため、まちづくりの方向性を関係者と共有するために必要なコンセプト等を検討・整理することが目的である。

事業の遂行にあたっては、まちづくりの専門的な技術力・想像力・経験・知識及びコスト意識等を有する民間企業の協力が不可欠であることから、公募型プロポーザル方式により広く企画提案を求める。なお、本業務のディレクションはまちづくりの専門的な知見を有する松山アーバンデザインセンターが行う。

3. 業務内容 仕様書のとおり

4. 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

5. 履行場所 松山市内ほか

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による契約

7. 提案限度価格 1,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 8. 参加資格要件

提出書類の締切日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 1つの事業者が単独（以下「単独事業者」という。）で参加する場合の要件
  - ①国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
- (2) 複数の事業者がグループ（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合の要件
  - ①コンソーシアムを構成する事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者は国土交通省の建設コンサルタント登録規程に定める「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。
  - ②構成事業者のうち、1者が代表事業者として届け出ることとし、本プロポーザルへの申請以降の手続きは代表事業者が行うこと。
  - ③単独事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ④コンソーシアムで参加した構成事業者が、他のコンソーシアムの構成事業者として参加することはできない。
  - ⑤構成事業者は、コンソーシアム協定書を締結すること。
- (3) 単独事業者及びコンソーシアムに共通する要件
  - ①参加事業者のすべてが、法人格を有している者であること。
  - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立て

- をしている者でないこと。
- ③当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
  - ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

## 9. 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 平成30年7月10日（火）から平成30年7月27日（金）まで
- (2) 配布方法 松山市駅前商店街会ホームページに資料を掲載  
URL <http://www.matsuyama-shiekimae.org/index.html>

## 10. 評価基準 評価基準書（別紙）のとおり

### 11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき松山市駅前商店街会長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高いものを優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

### 12. 選考委員会の構成

選考委員会は松山市駅前商店街会または松山アーバンデザインセンターに属する者で構成する。

### 13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 平成30年7月10日（火）から平成30年7月25日（水）17時まで
- (2) 受付方法  
質問書（様式1）に質問事項を記載し、事務局（下記アドレス）宛に電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。  
電子メールの表題を「プロポーザル質問書（会社名）」とし、電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。  
なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。  
事務局電子メールアドレス [info@matsuyama-shiekimae.org](mailto:info@matsuyama-shiekimae.org)
- (3) 回答及び公表

平成30年7月27日（金）までに、質問者に電子メールで回答するとともに、松山市駅前商店街会ホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.matsuyama-shiekimae.org/index.html>

#### 14. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 平成30年7月30日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出書類 「15. 提出書類 1～9」
- (3) 提出場所 市駅前商店街会 事務所（松山市湊町5丁目4-1）  
（有）澤井本舗内 ひぎり茶屋
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*持参の場合は 10時～17時

#### 15. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）
2	建設コンサルタント登録が確認できるものの写し	8. 参加資格要件（1）-①及び（2）-①の要件が確認できること
3	企画提案書の概要	A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。
4	企画提案書	評価にあたっては、具体的な計画・企画案等だけでなく、仕様の内容を反映した業務遂行方針についての提案も重視する。 提案書の様式は任意とするが、A4サイズ縦置きとする。 ページ番号を付すこと。 提案書に申請者等が特定できるような記載は行わないこと。
5	事業者の概要	パンフレット可
6	業務執行体制等	
7	参考見積書	見積書の別紙として、「積算内訳書」及び「代価表」等（任意様式）を添付すること。
8	コンソーシアム構成表	コンソーシアムの場合のみ提出
9	コンソーシアム協定書の写し	コンソーシアムの場合のみ提出

#### 16. 提出書類の留意事項

- (1) 書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。
- (2) 企画提案書はボリュームを評価の対象にはしないので、読みやすさや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。

#### 17. 提出書類の提出要領

- (1) 参加表明書の提出部数及び要領
  - ・1部（正本1部のみで可）
- (2) 企画提案書の提出部数及び要領
  - ・8部（正本1部、副本7部）
  - ・A4版フラットファイルに左綴じし、項目ごとにインデックスを貼付すること。

- ・表紙と背表紙に、業務名と応募事業者名（コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名）を記入すること。

(3) 作成及び提出上の注意事項

- ・伝送、電子媒体による提出は受け付けない。
- ・提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

18. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 平成30年8月上旬 詳細な日時等については別途通知する。

(2) 実施場所 詳細な場所については別途通知する。

(3) 実施時間 1者につき30分 プレゼンテーション 20分程度  
ヒアリング 10分程度

(4) 出席者 ①1者につき5名までとする。

②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。ただし、会場に備えるプロジェクターを使用することもできる。なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

プロジェクター仕様：EPSON EB-S04 ビジネスプロジェクター  
(HDMI・D-Sub15ピン) ケーブル有り

19. スケジュール

- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表       | 平成30年7月10日(火)                   |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付    | 平成30年7月10日(火)<br>～平成30年7月25日(水) |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 平成30年7月10日(火)<br>～平成30年7月27日(金) |
| (4) 提出書類の締切り          | 平成30年7月30日(月)                   |
| (5) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 平成30年 8月上旬(予定)                  |
| (6) 特定・非特定結果の通知・公表    | 平成30年 8月中旬(予定)                  |
| (7) 契約締結・公表           | 平成30年 8月下旬(予定)                  |

20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があった場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにも関わらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 募集要領発表の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、松山市駅前商店街会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市駅前商店街会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については松山市駅前商店街会が定める。

## 2.2. 募集主体

松山市駅前商店街会

事務所：(有) 澤井本舗内（松山市湊町5丁目4-1）

TEL：089-933-0915

FAX：089-932-9197

メールアドレス：[info@matsuyama-shiekimae.org](mailto:info@matsuyama-shiekimae.org)